

補講等の取扱い

受講者の欠席により補講等が必要となった場合は、次の方法により補講を行うこと。

(1) 補講の方法

- ア 同一事業者の同時期に実施している研修を受講する。
- イ 個別で補講日を設けて受講する。
- ウ 他事業者が実施する研修を受講する。
- エ 同一事業者が他都道府県から指定を受けた研修を受講する。
- オ やむを得ず補講ができない場合は、ビデオ視聴又は科目 1 及び科目 10（介護職員初任者研修課程の場合。生活援助従事者研修課程の場合は科目 9。）を除きレポート提出も可とする。ただし、ビデオ視聴・レポート提出については、講義の場合のみ可とし、実技演習・実習については不可とする。

(2) 補講の講師

個別で補講を行う場合、原則、申請時の担当講師が行うこととするが、やむを得ず補講に当たれない場合は、知事に変更届を提出し、該当科目の講師要件を満たした講師により補講を行うことができる。

(3) 留意事項

- ア 内容・時間配分が同一である場合は項目単位での補講を可能とするが、異なる場合は科目単位での受講とする。
- イ 講義の内容を録画したビデオ等又は研修のために制作されたビデオ等を視聴する際には、必ず講師が同席すること。ただし、レポート提出の場合で、ビデオ等を参考教材として自宅で使用することは差し支えない。
- ウ 他事業者が実施する研修により補講を行った場合は、補講先の事業者の受講証明書等により修了の確認をすること。